公

告

課祉

:

(農村整備課) ...

껃 껃

同

<u>`</u>

青森県立保健大学情報システム保守業務に係る一般競争入

道路の供用の開始...... 道路の区域の変更......

告

示

目

次

県営土地改良事業計画の決定.....

右

第二千三百

二号

平成十六年(月曜日)

青森県告示第百七十一号

道路の区域を変更したので、同項の規定により公示する。 道路法 (昭和二十七年法律第百八十号) 第十八条第一項の規定により、次のとおり

道路課において一般の縦覧に供する。 なお、その関係図面は、告示の日から平成十六年四月十四日まで青森県県土整備部

平成十六年三月十五日

( 道

課) :.

同

青森県知事 Ξ 村 申

吾

3		2 1			番図号面	
県		国				種道 路
道 ————————————————————————————————————		道				類の
部属山内真		三三九号				路線名
北津軽郡金木町大字金木字玉水二四三の一まで北津軽郡金木町大字金木字菅原二二七の三から		北津軽郡金木町大字金木字菅原二二七の一まで北津軽郡金木町大字金木字菅原二六七の二から		北津軽郡板柳町大字掛落林字亀ケ岡二六の四まで北津軽郡板柳町大字灰沼字東二三〇の五から		変更の区間
後	前	後	前	後	前	前変 後更 別の
六○・○○メートルまで	一七・〇〇メートルまで	二〇・五〇メートルまで七・五〇メートルから	一七・五〇メートルまで	七五・五〇メートルまで	二四・〇〇メートルまで	敷地の幅員
二七五・五〇メートル	三六一・五〇メートル	二九三・〇〇メートル	二九四・五〇メートル	五五七・〇〇メートル	五五七・〇〇メートル	敷地の延長備考

示

8     7     6       県     県       道     道       原福線山山五斤所川 無線     カ五線所川原東       五五     五五     北北     北北     北北     西西     西北     西西	5	查 五 所 川川 原 浪
道     道       原福線山     山田線所       五所所用     川原用       川線     車	岡線	查 五 所 川川 原 浪
原福 線山 田 第所 五 鶴 川 所 川 線 原 中	阅 線	五所川原浪
五五 五五 北北 北北 北北 西西 西北 西西	五所川原	五五
西津軽郡稲垣村大字東カ字川林一二九まで西津軽郡東力村大字車カ字川林一二九から西津軽郡車力村大字車カ字川林一二九から西津軽郡車カ村大字車カ字川林一二九から西津軽郡鶴田町大字が営事カ字川林一二九から西津軽郡鶴田町大字が営事カ字川林一二九から北津軽郡鶴田町大字が営事カ字川林一二九から北津軽郡鶴田町大字が営事カ字川林一二九から北津軽郡鶴田町大字が営事を展示してまで北津軽郡鶴田町大字が高字星田四〇三まで北津軽郡鶴田町大字が高字星田四〇三まで北津軽郡鶴田町大字が高字星田四〇三から北津軽郡鶴田町大字が高字星田四〇三から北津軽郡鶴田町大字が高字星田四〇三から北津軽郡鶴田町大字が高字星田四〇三から北津軽郡鶴田町大字が高字星田四〇三から北津軽郡鶴田町大字が高字星田四〇三から北津軽郡鶴田町大字が高字星田四〇三から北津軽郡鶴田町大字が高字星田四〇三から北津軽郡鶴田町大字が高字を展示している。	五所川原市大字持子沢字笠野前二四四の一まで五所川原市大字羽野木沢字隈無二から	五所川原市大字高野字広野八の一まで五所川原市大字高野字北原五三二の一から
後後前後前後前後前後前後前後前	後前	後前
	ー二・六〇メートルまで ハ・〇〇メートルまで ハ・〇〇メートルまで	二二・五○メートルまで 一一・五○メートルまで 一一・五○メートルまで
一、二三六・八〇〇メートル 三、〇六一・二〇メートル 三、〇六一・二〇メートル 三、〇六一・二〇メートル 一、二三六・〇〇メートル 一、二三六・〇〇メートル 一、二三六・〇〇メートル 一、一三一・〇〇メートル ル 一、一三一・〇〇メートル ル 一、一三一・〇〇メートル ル ル 一、一三一・〇〇メートル ル 一、一三一・〇〇メートル ル 一、一三一・〇〇メートル ル ル 一、一三一・〇〇メートル ル ル ル の の の の の の の の の の の の の	一六〇・〇〇メートル	四六九・六〇メートル

北津軽郡鶴田町大字妙堂崎字米山二八九の一まで

青森県告示第百七十二号

道路の供用を開始するので、 道路法 (昭和二十七年法律第百八十号) 第十八条第二項の規定により、 その関係図面は、 告示の日から平成十六年四月十四日まで青森県県土整備部 同項の規定により公示する。 次のとおり

五所川原浪岡線県道

で
五所川原市大字持子沢字笠野前二四四の

ま

平成六

≕

五.

五所川原市大字羽野木沢字隈無二から

路

線

名

供 用

開

始 ഗ

X

間

の供 期 期 開

日始

平成十六年三月十五日

道路課において一般の縦覧に供する

青森県知事 Ξ 村

申

吾

公

告

9

県

道

線出菖蒲川

北津軽郡鶴田町大字妙堂崎字米山二八七の一から

北津軽郡鶴田町大字妙堂崎字米山二八七の一まで 北津軽郡鶴田町大字妙堂崎字米山二六五の三から

後

前

後

後

前

八・五〇メートルまで五・五〇メートルから

四一・〇〇メートルまで一五・五〇メートルから

七〇三・五〇メートル

五

五〇メートル

Ξ

四一・〇〇メートル

ニハー・〇〇メートル

一八・〇〇メートルまで六・〇〇メートルから

北津軽郡鶴田町大字廻堰字稲川八九の二まで 北津軽郡鶴田町大字妙堂崎字米山二八九の一から

後

三二・〇〇メートルまで一三・八〇メートルから

三

〇六二・〇〇メートル

前

後

二三・八〇メートルまで一三・八〇メートルから

後

六・五○メートルまで六・○○メートルから

前

五一・五〇メートル

六・五〇メートルまで六・〇〇メートルから

後

八・五〇メートルまで五・五〇メートルから

八六六・五〇メートル

=

八六六・五〇メートル 一四・五〇メートル

| 三〇・〇〇メートル

一五・五〇メー・ 九・〇〇メートルまで五・三〇メートルから - トルまで

北津軽郡鶴田町大字妙堂崎字米山二六五の三まで 北津軽郡鶴田町大字妙堂崎字米山二六四の四から

九・〇〇メートルまで五・三〇メートルから 一三〇・〇〇メートル

青森県立保健大学情報システム保守業務に係る一般競争入札

次のとおり一般競争入札により契約を締結するので、

地方自治法施行令 (昭和二十

|年政令第十六号) 第百六十七条の六の規定により公告する。

平成十六年三月十五日

青森県知事 Ξ 村 申

吾

2

次に掲げる業務の委託 一般競争入札に付する事項

1 業務名 青森県立保健大学情報システム保守業務

2 委託期間 平成十六年四月一日から平成十七年三月三十一日まで

入札に参加する者に必要な資格 業務内容 入札説明書による。

い者であること。 地方自治法施行令第百六十七条の四第一項及び第二項に規定する者に該当しな

2 又は平成十六年一月三十日青森県告示第五十五号 (物品等の競争入札参加資格) の一の規定により役務の提供を受ける契約についてAの等級に格付けされた者で 平成十五年六月三十日青森県告示第四百四十六号 (物品等の競争入札参加資格

あること。

入札説明書の交付場所、契約条項を示す場所及び問い合わせ先

県

森

Ξ

報

青森県立保健大学事務局企画情報課

青

青森市大字浜館字間瀬五八の

電話 〇一七 七六五 二〇〇九

入札及び開札の場所及び日時

兀

1 場 所 青森市大字浜館字間瀬五八の

青森県立保健大学管理・図書館棟 二階大会議室

平成十六年三月二十六日 午後三時三十分

2

 $\overline{\mathcal{H}}$ 入札保証金及び契約保証金に関する事項

青森県財務規則 (昭和三十九年三月青森県規則第十号) 第百三十二条、第百三十

三条及び第百五十九条の規定による。

契約書の取り交わしの時期

平成十六年四月一日

七

落札者の決定方法

予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者と

する。

その他

1 する条件に違反した入札は、 入札の無効 入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札及び入札に関 無効とする。

件入札の手続について停止等の措置を行うことがある。 入札手続の停止等 平成十六年度青森県一般会計予算が成立しないときは、

本

その他 詳細は入札説明書による。

3

県営土地改良事業計画の決定

笠地区の県営土地改良事業 (水田農業経営確立排水対策特別事業) 計画を定めたので、 同条第五項の規定により公告し、次のとおり縦覧に供する。 土地改良法 (昭和二十四年法律第百九十五号) 第八十七条第一項の規定により、織

平成十六年三月十五日

青森県知事

Ξ

村

申

吾

縦覧に供する書類

土地改良事業計画書の写し

\_ 縦覧の期間

平成十六年三月十六日から同年四月十二日まで

Ξ 縦覧の場所

三沢市役所

沼川地区の県営土地改良事業 (水田農業経営確立排水対策特別事業) 計画を定めたの 土地改良法 (昭和二十四年法律第百九十五号) 第八十七条第一項の規定により、姉 県営土地改良事業計画の決定

平成十六年三月十五日

Ţ

同条第五項の規定により公告し、

次のとおり縦覧に供する。

青森県知事 Ξ 村 申 吾

\_ 縦覧に供する書類

二 縦覧の期間 土地改良事業計画書の写し

平成十六年三月十六日から同年四月十二日まで

Ξ 縦覧の場所

六戸町役場

青森市長島一丁目一番一号 (発行所・発行人)

東 奥 印 刷 株 式 会 社青森市古川二丁目一七番五号(印刷所・販売人)